

# 平成 29 年第 5 回市民福祉委員会会議録

平成 29 年 12 月 13 日

第 2 委員会室

開 会： 午後 1 時 54 分

委 員 長 堀 井 文 博

副委員長 近 藤 純 二

2 番委員 千 藤 安 雄、3 番委員 安 藤 直 実、5 番委員 堀 誠

欠 席 4 番委員 荒 田 雅 晴

委員長 ; あらためまして、こんにちは。定刻前ではありますが全員お揃いですので、只今から平成 29 年第 5 回市民福祉委員会を開会致します。なお、本日の会議に病氣療養のため、荒田雅晴君から欠席する旨、届け出がありましたのでご了承願います。本日の会議は、去る 11 月 30 日及び 12 月 8 日開催の本会議において当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願い致します。それでは、はじめに市長さんからご挨拶をお願いします。

市長 ; 皆さん、こんにちは。本日は第 5 回の市民福祉委員会ということでお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。少しだけ近況報告を申し上げます。10 月 24 日から今週金曜日の 12 月 15 日までで地域懇談会で全ての地域を回ることができそうです。残っているのが今週金曜日の東野だけでして、12 カ所全て回りました。市議会の皆様方におかれましてはそれぞれの地域でご参加いただきまして、誠にありがとうございました。どの地域も活発なご意見をいただきまして、こういった意見は当初に間に合うところもございしますので、そういったところをできる限り早く対応してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。それから 12 月 3 日の瑞浪恵那道路の着工式には市議会からもご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。無事に着工をスタートしまして、いよいよ 2027 年のリニアに向け加速していくタイミングになってきたなということを感じております。引き続き、要望も含めて皆様方のお力添えをいただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願い致します。本日は 17 件という沢山の案件がございまして、最後まで慎重審議をよろしくお願い致します。

委員長 ; ありがとうございます。続きまして議長さんご挨拶をお願い致します。

議長 ; 皆さん、こんにちは。昼からの市民福祉委員会ということで大変ご苦勞様でございます。この委員会も新しい委員のメンバーの方の初めての委員会です。そして 17 件の議題を慎重審議していただきまして、本会議に向けての協議をよろしくお願いしたいと思います。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、各議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、

採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのスイッチが入っていることを確認し、マイクに向かって発言するようお願い致します。

---

委員長 ; それでは初めに、**議第 84 号 恵那市介護老人保健施設条例の全部改正について**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 4 月から指定管理者のほうが地域医療振興協会に受けていただくという事で、やっと指定管理に移行することができました。それで議案書の 2 ページの第 3 条に事業とあります。この事業については今までどおり、ひまわりが行っている事業と変わらないということで理解してよろしいでしょうか。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; 今、言われたとおり、この事業をそのまま続けていっていただくことが条件となっております。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 今までどおりの事業ということですが、今回、本体が大きくなったという事もあります。今、なかなか看護師さんを募集しているような状況ですので大変な状況かもしれませんが、今後の考え方として、今の訪問看護ステーションが今のひまわりにはなかったかなと思いますが、南部の地域を在宅で考えていくとしたら、訪看はあったほうが。今、介護保険のニーズ調査もしているんですけども。その訪看の設置みたいな事業展開をしていけないのか、していく必要がないのか、その辺はいかがですか。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; 南部につきましては、上矢作病院、それからくわのみというところが行っておりますが、その辺に関しましては、今回の介護保険事業計画を作成するに当たりまして、昨年度アンケート調査を行っておりますので、その内容等を踏まえながら、その中に入れるべきであれば入れていくということで考えていきたいと思っております。

委員長 ; 他にございませんか。1 番委員。

1 番委員 ; 利用料金の内容を改めるということになっておりますが、利用者にとって値段に対して多少の負担が増えるとかはあるわけですか。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; 利用料金につきましては、変わらないということで続けていくということにしておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 84 号 恵那市介護老人保健施設条例の全部改正については原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。**

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 84 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、議第 87 号 恵那市国民健康保険診療所事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 議案書の 14 ページのところですが、第 13 条の第 1 号中「管理運営に関する業務」を「運営に関すること。」ということで、これ言葉の問題というか、管理運営を運営に関するいうふうに改めた理由を教えてください。もう 1 つは、利用料金制になるということで、全協のときにも説明をしていただいたと思いますが、もう少し分りやすく。これをやることによって良くなることと、課題となること、そここのところの説明をお願いします。

委員長 ; 地域医療課長。

地域医療課長 ; 管理運営ですが、管理は市が行い持つものですので運営のみとしたということでございます。指定管理の利用料金制と代行制のお話は、前回、ご説明しましたけれど、少し分かりにくいということですので、もう少し説明致します。現在は料金収受代行制ということで行っておりますが、それは利用料金を指定管理者が徴収して、最終的な収入は市ということで行っております。そして管理運営に必要な経費を指定管理料として市から支出するということで行っております。このメリットは収入面のリスクが少ないということで、今は進めているところでございます。それを利用料金制度に変えますが、これにつきましては収入自体を指定管理者が行うということです。それは、会計事務の効率化を目指すということが一番大きな目的で行わせていただくということと、経営努力によって現金の使い道が相手方に移るということがメリットとでもあります。現在の事務はどのように行っているかと言いますと、診療所で例えば保険によって違いますが 1 割負担だとか 3 割負担という部分の個人負担分につきましては、現金で当日窓口で収入します。それを診療所で事務をして、金融機関に預けます。金融機関から当日預けたデータとお金の収入になり、市は収入事務を行います。その他に、月が締まると、国保連や支払い基金などに診療報酬の請求を行います。その診療報酬は市の収入となり、市は収入事務をします。その日々集めたお金と保険から来たお金を合わせて指定管理料として支出します。そういう事務があります。それが今度、利用料金制になりますと、窓口で受けたその日のお金はその指定管理者の収入になり、すぐ使うことも可能となります。保険の請求と収入も指定管理者が行います。そのことにより、市役所は事務処理をしなくても良くなって、かなり効率化されるということです。以上が代行制と利用料金制の説明になります。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 今、市の事務の効率化ということにメリットがあると言われました。あとは相手先に現金がすぐ来るといっても言われましたが、課題となることもあると思うんです。課題となること。全協のときに説明を受けたのは、会計のことですね。今、全部、議

案の中に。例えば国保何人利用していくらかとか、そういったものが全て出ているんですけど、これも今までどおり出てくるということですか。

委員長 ; 地域医療課長。

地域医療課長 ; 予算書ですが、例えば利用者につきましては予算に収入があるため、説明として利用者を載せますが、収入が相手方になりますので予算書には収入やその説明の利用者数は載ってこないということになります。ただし、その辺のチェックはどうするかというお話もありましたので、月ごとのチェックについては、事務連絡会議で行っていきます。そこで前月の診療報酬の状況であったり、利用者や患者数などのチェックを引き続き行いますのでお願いします。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 今までどおり、国保の診療所の特別会計ありますけれど、それに同じように出るという理解でいいですか。そうではないんですよ。

委員長 ; 地域医療課長。

地域医療課長 ; 予算書には今までの様には載らないということです。ただし、その報告としては当然行っていくというものですので、お願いします。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 報告というのは、こういうふうに議会毎に出てくるということですか。例えば全協のようなときに何人利用していくらかとか、今まで議案として出てきたものが。要はこちらもチェックするのが分りづらくなるわけです。デメリットとして、その辺をどのような仕組みにしてこちらに情報提供していただけるかということをお聞きしたいです。

委員長 ; 地域医療課長。

地域医療課長 ; 来年度のことでございますので、仕組みにつきましては一度検討させていただきまして、毎月であるのか、年度末であるのかを決めまして報告させていただきます。

委員長 ; 医療福祉部長。

医療福祉部長 ; 議会のほうへの報告ということでございますので、毎月、病院との事務連絡協議会を行っておりますので、その報告を全員協議会のところで毎回なのかは決めておりませんが、そういう形で報告させていただくことにしたいとは思っております。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; たぶん今度の病院の会計もそのようになると思うのです。そうなりますと、分りづらくなるというところは、議会としてもやりづらくなるということです。病院のほうは、特に大きなお金が動いていくし。最低でも議会毎には出していただきたいと思います。これは私の意見です。

委員長 ; 要望としてよろしいですか。

3 番委員 ; はい。

委員長 ; その他、ありませんか。副市長。

副市長 ; 利用人数、日帰りの患者数、あるいは入院人数から全体の費用というのは、決算審査の時に全部出しています。月々は出しておりません。もし、どうしても必要であれば3カ月おきぐらいに。2カ月ぐらい遅れますが出すのは可能ですので、状況を見ながら必要であれば出しますので。隠す事ではありませんので出します。

委員長 ; 他にございませんか。  
(「なし。」と声あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。  
本件に対する討論はありませんか。  
(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 87 号 恵那市国民健康保険診療所事業の設置等に関する条例の一部改正について**は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 87 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、**議第 88 号 恵那市国民健康保険診療所の使用料及び手数料徴収条例の一部改正について**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; これ、他の条例にも関連するわけですが、今回この条例で徴収の方法を変えられた、前からできたと思いますが、あえて今回やられた理由は。

委員長 ; 地域医療課長。

地域医療課長 ; 前の議案で了承いただきました診療所設置条例の別表の部分ですけど、その別表の部分をこの使用料手数料徴収条例から抜き出して、設置条例のほうに載せてあるということです。この条例につきましては山岡診療所のみ外しますという文言を入れさせていただいたところでございます。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。  
(「なし。」と声あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。  
本件に対する討論はありませんか。  
(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 88 号 恵那市国民健康保険診療所の使用料及び手数料徴収条例の一部改正について**は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 88 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、**議第 89 号 恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 議案書の 25 ページの別表の料金体系の中で 2 点ほどお伺いしたいのですが、特に 26

ページ 27 ページのところで、この産科関係の料金は消費税が非課税になっている理由が 1 点と、産科関係の 26 ページの特別病室が 4,320 円というのが消費税が入っているような気がするのですが、この辺の関係。それから、27 ページに個室料 4,000 円がありますが、産科の場合は全部個室料なのか一般病棟のような個室ではないのがあるなら、その料金はどこに明示されているのか、お聞きしたいです。

委員長 ; 医療福祉部長。

医療福祉部長 ; 産科につきましては非課税ということが消費税法で決められておりますので、消費税は取りません。それに関する個室料につきましては、通常の個室料は消費税が入りますが産科は入りません。部屋の種類につきましては個室と 4 人部屋がありますので、4 人部屋としては特別な料金は取りません。分娩の入院時基本料の中に入っております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 89 号 恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。**

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 89 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、**議第 90 号 恵那市病院事業等の使用料及び手数料徴収条例の一部改正について**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 90 号 恵那市病院事業等の使用料及び手数料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。**

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 90 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、**議第 97 号 平成 29 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管部分）**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 予算及び説明書の 37 ページをお願いします。障がい児通所支援給付費 1,359 万 6,000 円、これの予算の内訳を教えてくださいたいです。こういった事業が行われるのか。お願いします。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 事業の中身といたしましては、未就学児童の療育を行います児童発達支援と学齢期の児童の療育を行います放課後等デイサービス。計画を作成する障がい児相談支援の事業となっております。

委員長 ; 他に。3 番委員。

3 番委員 ; 1,359 万の内訳を。何にどのように使うかということですが。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 今回、増額いたしました内容でございます。当初の見込みから、事業所のほうで加算を行ったものと新規の利用者が見込みよりも多かったということで、増額をさせていただきました。障がい児通所支援給付費の増としまして児童発達支援と放課後等デイサービスのほうで 1,405 万 1,000 円の増をさせていただいたものと、障がい児相談支援給付費の減のほうで 45 万 5,000 円が内訳となっております。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 児童発達支援と放課後児童デイの増額と言われましたが、どこの施設で何人対象が増えたとか、そういう事ですけど。たぶん施設が決まっていると思うのですが。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 児童発達支援のほうでは、にじの家、おひさま、ありんこキッズのほうがございます。放課後等デイサービスのほうでは、にじの家、おひさま、ほん和家、みらいふ岩村教室、ありんこキッズ。瑞浪市のほうでスポーツ&ファームラビットというところの利用をしております。今回、増額をさせていただいた分について、全体の見込みをしておりましたので、どこがどれだけいくら分増えたかというところまでは積算しておりません。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。3 番委員。

3 番委員 ; 今のところですが、恵那市にあるところは、にじの家、おひさま、ありんこキッズ、みらいふの 4 施設と言われましたか。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 恵那市内に事業所がありますのは、にじの家とおひさまとほん和家、みらいふ岩村教室になります。あと中津川市のほうでありんこキッズ。瑞浪市のほうでスポーツ&ファームラビットというところを恵那市の方がご利用になっています。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 今、そういう施設を利用される人たちは支援が必要な子どもさんたちということで、それこそ切れ目のないというところから、子どもさんたちが施設に通っていると思うのですが、その施設に入所する際、親なりがこういった施設があるかとかの情報は自分でつかむのか、どのようにして利用されるのですか。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; どのような施設があるかについては、健診や健診からお誘いした遊びの教室などで、

こういった療育施設があるということを紹介したり、園のほうでもご紹介したりしています。あと発達相談という部署もありますので、そちらのほうに相談に行かれ紹介をされたりといった経緯があります。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; この事業ですが、予算の規模が大きいですし当初予算でも 2 億とかでしたかね。これは、国や県と市の割合ということで出しているんですけど、今、全国的な流れによると、報酬の加算額というか、そういうのが高いもんですから、いろいろな福祉とか教育施設ではない企業とかも参入していると聞いているんです。恵那市のにじの家、おひさまとかは社協さんが以前から委託しているということですけど、新しくできたようなところなどは、どういった事業者が参入しているのか教えていただきたいということと、これは県が認可するというものでしたけれど、市はどういうふうなチェック体制を取っているかということをお願いします。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 民間の事業所は先ほど申しました中で、市内ですと、ほん和家さん、みらいふ岩村教室さんになります。異業種ではなく障がい関係のほうのことをされているところでございます。今度 12 月に新しく新規に事業所を開設されたところでは、経営母体は他業種というところもございます。審査の話ですが、児童発達支援と放課後等デイサービスのほうの指定の権限が県になっておりまして、県のほうで集団指導、実地指導、監査のほうを行い、相談支援事業所のほうは市で指定しております。同じく指導、監査も行います。チェックは認定を市で行っておりますので、その際に保護者とも面談しますし、計画も見てチェックもさせていただいております。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 今と一緒に予算書の 37 ページの中の児童家庭支援事業というのがございまして、今回、母子生活支援施設の委託料の増という形でその施設を利用する子が増えているわけなんですけど、ここら辺が今の恵那市の状況の中で傾向がどのような形で進んでいるかを 1 点お聞きしたいのと、今回の増で何人ぐらいが増えたかの状況を教えていただければと思います。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 母子生活支援施設委託料の増ですが、こちらは母子生活支援施設に入所された方への市が負担する委託料となっております。こちらは常時いらっしゃるわけではなくて、当初予算では母 1 人子 1 人の半年分ということで予算計上させていただいておりましたところ、10 月にご入所の方がいらっしゃいまして、その方は母 1 人子どもさんが 3 人であったため、予算の増額が必要であるということで増額させていただきました。母子生活支援施設というのはどのようなものかと言いますと、18 歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が子どもと一緒に利用できる施設となっております。傾向は、恵那市は平成 26 年度以来、3 年ぶりで施設に入所される方がいらっしゃいました。

委員長 ; 他に。3 番委員。

3 番委員 ; 今の児童家庭支援事業の 33 万 8,000 円の話ですが、全協のときに DV ということでということをお聞きしたと思うのですが、DV でうちでなくて離れて暮らすことを決意されたと

ということでお母さんと子どもさん3人とお聞きしていましたけれど、そもそもそこまでに至るまでのフォローは恵那市の要保護対策協議会ネットワークというもので継続的に支援されている方だと思うのですが、ここまでに至るまでに市としてはどのような支援をしたか。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; こちらの方は、住所が恵那市ではなく、恵那市に実家がありましたので、そちらに身を一旦寄せ、それからの入所という形になりました。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; そうすると、恵那市としてはそれほど関わっていないということですか。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; そのようなことでございます。助けを求められた市で、支援をするということになっております。恵那市民の方が他市へ行かれれば同じように対応してくださるということになっております。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 97 号 平成 29 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管部分）**は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 97 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、**議第 98 号 平成 29 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 98 号 平成 29 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）**は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 98 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、**議第 99 号 平成 29 年度恵那市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。  
（「なし。」と声あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。  
本件に対する討論はありませんか。  
（「なし。」と声あり）

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。  
**議第 99 号 平成 29 年度恵那市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）**は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全 会 一 致）

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 99 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、**議第 103 号 平成 29 年度恵那市病院事業会計補正予算（第 1 号）**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 予算及び説明書の 209 ページをお願いします。今回、通所リハビリのほほ恵みが 77 人の増と市立恵那病院訪問看護ステーションが 756 人ということで、人数が多くなった理由をお願いします。

委員長 ; 地域医療課長。

地域医療課長 ; 当初、見込んでおりました利用者に対しまして増加傾向ということでございます。前期の 4 月から 9 月までの半期 6 カ月間の実績を反映したもので、その部分で年度計算して増としております。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 訪問看護ステーションのほうの人数が当初の見込みよりも大変多い数字となっております。これは何か特別な、見込みが単純に違っていたという話しではないような気がするのですが。例えば利用者がすごく増えているとかニーズとか、あとは位置的な話です。恵那病院からの行ける距離、どこまでのかたが利用者としているかとか。そのわりかし大井長島とか市街地の辺のかたが大変増えているのか、どういう状況でこんなに多いのかなという話です。内訳のようなことです。

委員長 ; 地域医療課長。

地域医療課長 ; 訪問看護につきましては、スタートしてから何年か経過しているわけですけど、毎年毎年ニーズが増えている状況です。計算としては前年度の実績のものを使い当初予算を組んでいきますので、1 年前の数字に対しての予算で収入を上げています。年々需要は増えておりまして、特に恵那病院につきましては、このように増えてきている状況です。地域的なことは集計しておりませんので、いまご返事できませんが、恵那病院につきましては特に旧恵那市地域とかの境目があるわけではありませんので、全市に向かって行っている状況でございます。

委員長 ; 他にございませんか。3 番委員。

3 番委員 ; 内訳はわからないということですが、どういったところに利用者さんがいるということとは教えていただきたいのですが。出ないですか。

委員長 ; 地域医療課長。

地域医療課長 ; 集計につきましては、地域医療振興協会で行っておりますので、一度お聞きしまして、出せるものであれば出すということで対応します。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 103 号 平成 29 年度恵那市病院事業会計補正予算（第 1 号）**は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 103 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、**議第 104 号 平成 29 年度恵那市介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 予算説明書の 240 ページをお願いします。ここの短期入所と通所リハが大変減っているということです。これはどういう理由で減ったのかということ教えていただきたいと思います。

委員長 ; ひまわり事務長。

ひまわり事務長 ; 稼働率につきましては入所と短期を合わせまして、4 月から 9 月までの上半期の稼働率は 96.9%ということで、前年に比べては変わっておりません。事業収益に関しましては、上半期の収益率が予算に対し 43.2%ということで、年間でいきますと大体 4,000 万ぐらい減になるという見込みでございますので、マイナスをさせていただいている現状です。

委員長 ; 理由の説明をしてください。

(マイクオフ)

委員長 ; ひまわり事務長。

ひまわり事務長 ; 特に単価が下がっているわけではございませんで、これは予算に対しまして当初の見込みよりも少なくなるであろうという予想で減らしているということですが。

(マイクオフ)

委員長 ; ひまわり事務長。

ひまわり事務長 ; すいません。もう一度、質問を。

委員長 ; 3 番委員。もう一度、お願いします。

3 番委員 ; 240 ページの支出と収入のところで、事業収益のところの居宅介護料の介護報酬のと

ころの備考として短期入所と通所リハの介護報酬とだけ備考は書いてあるだけですが、その補正の金額が大きいと、2,000 万ですよね。当初 6,500 万が 2,000 万の減額ということなので、これは人数なのかなと勝手に私は思ったのですが。その減っている理由を。なぜこんなに減っているか。報酬単価だけのことなんでしょうか。

委員長 ; ひまわり事務長。

ひまわり事務長 ; 稼働率のほうはそれほど減っているわけではありませんので、単価が下がったということです。1 人ずつの使用料の単価とか介護度が下がっているということで、1 人当たりの。介護報酬が改定されたわけではございません。人数も稼働率としてもそれほど変わっておりません。1 人ずつの平均単価が下がったということです。

委員長 ; 3 番委員、よろしいですか。3 番委員。

3 番委員 ; そうしたら、今度、指定管理になるわけですよね。その分、報酬がこんなに下がるようだと指定管理者のほうも大変だということですか。これだけマイナスだと。指定管理料の中で相殺するのか分かりませんが。

委員長 ; ひまわり事務長。

ひまわり事務長 ; 支出で一番大きいところは人件費とかになりますので、そのあたりなど企業努力で支出のほうを削っていく形になるかと思います。

委員長 ; 他にご質疑ございませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 104 号 平成 29 年度恵那市介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）**は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 104 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、**議第 105 号 平成 29 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第 1 号）**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と声あり)

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

**議第 105 号 平成 29 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第 1 号）**は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手をお願いします。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 105 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

- 
- 委員長 ; 次に、**議第 110 号 平成 29 年度恵那市一般会計補正予算（第 5 号）（歳入歳出所管部分）**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。
- （「なし。」と声あり）
- 委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。
- 本件に対する討論はありませんか。
- （「なし。」と声あり）
- 委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。
- 議第 110 号 平成 29 年度恵那市一般会計補正予算（第 5 号）（歳入歳出所管部分）**は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手をお願いします。
- （全 会 一 致）
- 委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 110 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 

- 委員長 ; 次に、**議第 111 号 平成 29 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。
- （「なし。」と声あり）
- 委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。
- 本件に対する討論はありませんか。
- （「なし。」と声あり）
- 委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。
- 議第 111 号 平成 29 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）**は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。
- （全 会 一 致）
- 委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 111 号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 

- 委員長 ; 次に、**議第 112 号 平成 29 年度恵那市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）**を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。
- （「なし。」と声あり）
- 委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。
- 本件に対する討論はありませんか。
- （「なし。」と声あり）
- 委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。
- 議第 112 号 平成 29 年度恵那市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）**は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 112 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、議第 116 号 平成 29 年度恵那市病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。  
（「なし。」と声あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。  
本件に対する討論はありませんか。  
（「なし。」と声あり）

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。  
議第 116 号 平成 29 年度恵那市病院事業会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 116 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、議第 117 号 平成 29 年度恵那市介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。  
（「なし。」と声あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。  
本件に対する討論はありませんか。  
（「なし。」と声あり）

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。  
議第 117 号 平成 29 年度恵那市介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 117 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、議第 118 号 平成 29 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第 2 号）を議題と致します。本件に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。  
（「なし。」と声あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結致します。  
本件に対する討論はありませんか。  
（「なし。」と声あり）

委員長 ; 討論はありませんので、只今から採決を行います。

議第 118 号 平成 29 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第 2 号）は  
原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全 会 一 致）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 118 号」は原案のとおり可決すべきものと決ま  
した。

---

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任  
いただくことに、ご異議ございませんか。

（「異議なし。」と声あり）

委員長 ; ありがとうございました。それではこれをもちまして、平成 29 年第 5 回市民福祉委  
員会を閉会と致します。大変ご苦勞様でございました。

午後 3 時 00 分閉会

---

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 堀 井 文 博